



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第17号 (平成23年11月10日号)

## 外国人と在留資格

外国人が日本に在留するためには、在留資格が必要です。在留資格には、留学、研修、法律・会計業務、医療、文化活動、短期滞在といった日本での活動に着目する資格や日本人の配偶者等、定住者、永住者、特別永住者などの身分に着目した資格があります。

### 在留資格を失ったら

在留資格を有する外国人が何らかの理由でその資格を失うことがあります。例えば、日本人の配偶者等資格を有する外国人女性が日本人夫との結婚生活が回復できないくらい悪化して配偶者資格の更新が認められない場合、何らかの犯罪を犯してしまっても更新が認められない場合などがあります。

外国人が在留資格を失うと不法残留(オーバーステイ)となり、退去強制事由に該当します。

しかし、退去強制事由に該当しても強制退去させられない場合があります。

### 在留特別許可

退去強制事由に該当しても、その人に特別に在留を許可すべき事情があると判断されれば在留が許可されることがままあります。例えば、①長年日本に在留し犯罪も軽微な場合、②日本人との間に生まれ、日本の学校に通っている子を養育している場合、③本国での治療が不可能な難病を抱えていたり、日本での治療を要する親族を看護している場合などがあります。

## 弁護士のサポート

在留資格の更新や在留特別許可を求める手続は法律問題なので弁護士のサポートを受けられます。

では、費用の問題はどうでしょうか。日本弁護士連合会は、外国人の方の問題について資力要件に該当すれば弁護士費用がかからない援助事業を行っています。

困っている外国人の方又は困っている外国人をお知りの方はお気軽にご相談ください。(滑川和也)



### 大村弁護士が独立します！

当事務所設立当初より在席していた大村弁護士が本年10月末日をもって退所し、11月1日より独立開業いたします。大村弁護士の今後の活躍を応援し、協力していきたいと思います。

～大村弁護士よりひと言～

これまでお引き立ていただきましたことを感謝いたします。今後とも、広島みらい法律事務所をよろしくお願いします。



### 本所事務所が移転しました！

本年11月7日より、本所事務所が、鴻池ビルの5階から9階へ移転しました。

なお、電話番号やFAX番号は以前のものと変わりません。

## 法律フク★クイズ

個人の借金問題の解決方法の一つとして、個人再生手続がありますが、法律は何種類の手続を用意しているでしょうか。正解は次号で発表します。

前号クイズの正解は、在留資格を失っても、在留特別許可が認められ日本に在留できることがままあります。前記記事も参考にしてください。



## 平成23年12月の

### 法律相談会等のご案内

#### ●「まちかど生活相談会」

12月13日(火)・14日(水)

10時～17時／相談無料(予約不要)／場所：広島駅南口地下広場(エールエール地下広場)／主催：反貧困ネットワーク広島

#### ●「生活保護無料相談会(電話)」

12月13日(火)・14日(水)

10時～17時／電話番号(当日限定)：0570-029414／主催：生活保護支援中国ネットワーク



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)